

7. 空家等に関する対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制

ア 川口市空家等対策協議会

川口市空家等対策協議会は、空家等対策計画の作成および変更、並びに実施に関する事項その他空家等に関する施策の推進に関し必要な事項について協議を行います。

会長は市長が務め、委員は、次に掲げる者のうちから 10 人以内で市長が委嘱します。

- ①知識経験者
- ②学識経験者
- ③ほか、市長が必要と認める者

イ 川口市空家等対策会議

法に基づく特定空家等の認定等の判断や、空家等対策に関する各部局間の調整を行うために、庁内の空家等対策に係る委員の中から必要と認められる委員を召集して開催する会議です。

委員は、次に掲げる者とします。

① 都市計画部長	⑪ 収集業務課長
② 政策審議員（建設担当）	⑫ 道路維持課長
③ 総務課長	⑬ 住宅政策課長
④ 防犯対策室長	⑭ 建築安全課長
⑤ 税制課長	⑮ 都市整備管理課長
⑥ 特別債権回収課長	⑯ 市街地整備室長
⑦ 納税課長	⑰ 街路事業課長
⑧ 固定資産税課長	⑱ 区画整理課長
⑨ 保健衛生課長	⑲ 予防課長
⑩ 環境保全課長	

ウ 主管部局

空家等対策に関する主管部局は、都市計画部住宅政策課とします。

(2) 相談窓口等

川口市における相談窓口は、都市計画部住宅政策課に設置します。

相談窓口では、空家等の近隣住民等からの相談や、空家等の所有者等自らによる利活用に関する相談等に対応するとともに、法律や不動産の諸問題に関する相談等については、各専門家を紹介する体制を整えています。